

## ヴィクトリア宣言とインド・ナショナリズム

毛利, 敏彦

<https://doi.org/10.15017/1369>

---

出版情報 : 法政研究. 26 (2), pp.79-98, 1959-12-05. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# ヴィクトリア宣言とインド・ナシヨナリズム

毛 利 敏 彦

は し が き

一、ヴィクトリア宣言の歴史的背景

(1) イギリス東インド会社の没落 (2) セポイの反乱

二、ヴィクトリア宣言とその影響

(1) 対土侯政策の転換 (2) 文官問題とインテリゲンチヤ

む す び

## は し が き

一八五七―五九年の「セポイ（インド土民兵）の反乱」は、インド史上最初の大規模な「民族」的反英斗争であった。その結果、一八五八年にイギリス議会を通じた「インド統治法」(the Act of 1858 for the Better Government of India)によって、イギリス東インド会社はその歴史の幕を閉じ、同時に名目的に続いていたムガル帝国の主権も廃され、東インド会社の領土、権益の一切はイギリス国王に移管された。ここにインドは二〇〇年余にわたる東インド会社の間接統治時代を終え、イギリス国王の名による直接統治下の植民地に転化した。これは単なる法制上の、或は統治「組織」上の変化のみにとどまるものでなく、統治内容の質的变化を伴っていた。イギリスの対植民地経済政策の面からみれば、それは重商主義から自由主義への全面的移行を意味している。

インドのナシヨナリズムは、一九世紀中葉以降の直接統治期に勃興し、政治的に実体化したものである。故に、インド・ナシヨナリズム形成史において、上述の統治方式の変化は重要な意味をもっている。直接統治の開始にあたって、権力の統治方針を宣明した文書が、一八五八年一月の「インド諸土侯及び国民に対するヴィクトリア女王の宣言」(Proclamation by the Queen in Council to the Princes, Chiefs, and People of India. 以下「ヴィクトリア宣言」と略称)であった。従って新統治政策の体現としてのヴィクトリア宣言とナシヨナリズムとの対応関係の究明は、インド・ナシヨナリズム形成史の解明に一つの手がかりを提供するであろう。いうまでもなく直接統治下におけるインドの社会経済構造の変化と、それに伴って現われる新しい階級配置状況が、ナシヨナリズム発生の主要な理由を説明する。しかしその点に関しては先学の研究に譲って、本稿ではそれらに重点をおかず、ヴィクトリア宣言の線に沿って遂行されたイギリスの統治政策が、インドの社会階級関係に如何に影響し、ナシヨナリズムの勃興に如何に作用したかに問題の焦点を限局して考察を進めていくことにする。

## 一、ヴィクトリア宣言の歴史的背景

### (1) イギリス東インド会社の没落

直接統治を登場させた歴史的條件は、同時に東インド会社を滅亡させた条件でもあった。そこで本論に入る前に、東インド会社没落の原因を簡単にたどってみたい。

東インド会社は重商主義時代の特許会社の例に洩れず、仲介貿易によって東方諸国の珍奇な産物(香料、綿製品、絹製品など)を本国にもたらす前期的商業資本として一六〇〇年に発足した。それはやがて正常な貿易活動の代りに「力」を手段として富の獲得にのりだし、一七世紀中葉イギリスの支配がインドに樹立されて以来、その傾向は一そう

露骨になった。そのやり方としては(1)武力と欺瞞による不等価交換の強要と掠奪。(2)会社の商館が手工業者に強制的に前貸を行い、それによって手工業者を隷屬させ生産を統制すると共に、その製品を安く買い叩く「インヴェストメント制度」。(3)さらに進んでは会社自身が統治勢力となり(一七六五年のブクサル戦勝の結果、会社がムガル帝から正式にベンガル、ビハール、オリッサ三州の「租税徴収権」(Dewani)を得たことに始まる)高額の地租をとりにたてた。(4)また会社は勝手に土侯を廢立し、擁立した土侯からは莫大な贈呈金を納めさせた、等。会社の収入は巨額なものに上り、この財力を利用して次々に土侯諸国を征服し、一八五六年までに全インドをその支配下においた。以上の東インド会社のやり口に共通していることは、在来の生産關係を残したままの強力的収奪、つまりインドに蓄積された富を一方的に持ち出すだけであり、それに対して新しい生産力の導入はもとより既存の生産を支えている条件の保全(例えば人工灌漑の補修)をも怠った。そのためにインドの生産力は急激に低下したのである。

インドから獲得された莫大な富はイギリスにおける資本の原始的蓄積の重要な源泉となり、それは産業革命の原動力となった。一九世紀に入るとイギリスでは産業革命の大變動を通じて市民社会が成立し、それに応じて經濟政策面でも、従来の重商主義に代って産業ブルジョアシーの要求する自由主義(自由貿易)が社会の大勢となった。自由な商品輸出の障害となり且つインド市場を荒廢させた特權的な特許会社制度と自由主義の潮流とは真向から対立した。ブルジョアシーは東インド会社の廢止を強硬に要求するようになった。その間、旧支配層の貴族、地主勢力と新興の産業ブルジョアシーとの間で激しく争われた政治上の主導権は、航海条令の廢止(一八一三年)、選挙法の改正(腐敗選挙区の廢止、三二年)、穀物条令の撤廢(四六年)等によって後者の勝利に歸した。それは東インド会社にとって大きな痛手であった。「イギリスの商人や工業家は、常にインドがよく統治されることを欲したが……(それはインド人の生活を考えてではなかった)彼等は自然に彼等自身の貿易や製造業の利益を第一に考えた、そして彼等ほもし東

インド会社が廃止されインドが国王の直接統治下に入るならば、国王の政府のもたらす圧力によって、インドへのイギリスの貿易のために、一その便宜を確保できるようにになると信じた。<sup>(一)</sup>「イギリス帝国の統治政策は……イギリスの商人、工業家その他の投票人によって決められる。そして商人や工業家がインドに国王の直接統治を要求したとき、その政治形態の導入は単に時の問題であった。<sup>(二)</sup>」議会と政府は東インド会社の活動に対して干渉にのり出し、会社の特権は漸次とりあげられていった。一八一三年には会社のもつインド貿易独占権が廃止され（その結果、イギリスのインド貿易額は三倍に上った）、一八三三年のインド条令は会社の特許状更新を期として議会を通過し、それは貿易独占権はいうまでもなく、会社のすべての商業的活動の停止を決定した。そのため会社の性格は決定的に変化し、その後は一個の統治団体と化した。東インド会社はその存在理由を失って無用の長物となり、その廃止は時間の問題となった。会社の幹部は議員の買収や国王への賄賂などあらゆる手段で会社の存続をはかったが、「セポイの反乱」はイギリス本国の世論を硬化させた。会社の悪虐な統治が反乱をひきおこしたとされたのである。こうして遂に会社の息の根が止められたのであった。

以上の東インド会社が廃止されるにいたった過程をみるならば、会社を廃止させたのは単に「セポイの反乱」などの突発的事件のみによるのではなくて、深い根があったことが分る。イギリス国内の生産関係の変化（資本主義の発展）がイギリスのインドに対する要求内容及び収奪方式の変更を導き、東インド会社の方式を時代おくれにしまったのである。イギリスにおける産業ブルジョアジーの制覇の反映が東インド会社の間接統治廃止であったから、五年の国王の名によるインド直接統治は言い換えればイギリス産業ブルジョアジーによるインド統治であった。間接統治に対する批判点は、一言でいえば「会社のやり方ではインド市場が涸渇してしまう。」ことであつたから、その後のインド統治政策はインドを市場として、再生発展させる方向がとられなければならなかつた。そのためには会社が

破壊してしまつた生産力（及び購売力）に代るものを、別の形でインドにつくり出さなければならぬ。しかもそれはイギリスの工業と競争する可能性をもつものであつてはならない。そこでインドはイギリスのための原料生産地として農業国の役割を振り当てられたのである。同時に市場の整備のため、交通通信機関の開発にも力がいれられた。こうしてインドの「民族」的形成は大きくその歩を進めたのである。

## (2) セポイの反乱

イギリスをしてヴィクトリア宣言を發せしめるにいたつた直接の契機は、かの一八五七—五九年の「セポイの反乱」(the Mutiny)であつた。この反乱は全インドの三分の二をその過中に捲きこみ、イギリスの統治を根柢から揺がした一大「民族」的斗争であり、中国の太平天国の乱、我国の明治維新と並んで近代東洋史の黎明を告げる三大民族運動の一つとされている。<sup>(三)</sup>一七世紀の初頭以来インドに進出してきたイギリス勢力は、ムガル帝国の解体期にあつたとはいえ、全インドに君臨するためにはなお一〇〇年以上の征服戦争をつづけなければならなかつた。その間、東インド会社は前述のように莫大な富をインドから持ち出したので、インド人の生活も大きく変化し、かつては世界で最も富める国といわれていたこの国は貧窮と飢餓のどん底に陥し入れられた。イギリス人による土地制度の改革（共同体的土地所有制を廢止して、地租収奪の根柢である土地私有制を創出したこと）によって、農民は土地を失ひ重税と負債に押しひしがれ、安価なイギリス商品の大量流入（一八一三年に東インド会社の貿易独占権が失われて以来特に顕著になつた）は共同体的手工業に大打撃を与え手工業者の大量失業をもたらした。こうしてインド社会の基盤であつた農業と手工業の太初的結合を基礎とする村落共同体は暴力的に破壊され、インド人の大多数を占める農民と手工業者は共同体の相互扶助的保護からひき離されてしまつた。旧インドの支配層であつた封建的土侯貴族階級は、イギリス勢力の進出につれて領土や封建的特権を漸次失つて従屬的地位に陥つていつた。会社の土侯政策は巧妙

狡猾であり、武力と奸計を用いて土侯勢力を圧迫していった。(後述) このように各階層のインド人は、会社統治下にその生活の様相を一変させられ一層の困窮の下におかれた。

「イギリス人はインド人の力によってインドを征服した」といわれているように、少数のイギリス人が広大なインドを征服できたのは、砲兵に加えてよく組織されていた土民軍(セポイ)を効果的に使用したからであった。セポイの忠誠と有用性を知ったイギリス人は次第にその数を増やし、一九世紀半ばにはその数二五万、イギリス軍の中での割合は白人兵一に對し、六乃至八となった。セポイは一般のインド人に比べて高給をうけ、イギリス権力を背景にいろいろの特権を与えられ征服地での掠奪を黙認されていたので、イギリスの傭兵であることは同時に彼の利益でもあった。又、当時のインド社会の細分性(カスト、宗教、種族の分裂)によって、セポイには同胞を攻撃しているという自覚がなく忠実にその任務を尽したのである。しかし全インドの征服完了と共に彼等の地位にも変化が生じてきた。会社は彼等をこれまで通り必要としなくなったので、セポイの給与や特権の縮小、宗教的既得権の無視(カスト標示などの風俗慣習の禁止、信仰の禁ずる海外派遣の強行)を行った。これらは彼等の不満の種となり、特にベンガル・セポイの主な出身地であるアウド土侯国がダルフーシの政策で併合されたことは彼等の反英気分を一層かきたてた。セポイの間ではしばしば騒擾が起り大部分は未然に鎮圧されたが、不穩の気分は各地でくすぶっていた。

インド民衆の間に強く滲透していた反英意識は、一八五七年五月、インド最大の兵站基地ミールートのセポイ連隊の蜂起で一斉に火を吹いた。直接の原因は新エンフィールド銃の弾薬筒に塗布された豚脂、牛脂がヒンドゥと回教徒の双方の宗教的感情を刺戟したことである。反乱のセポイは都市貧民の援助を得てムガル帝国の首都デリーを占領し、老ムガル帝バハドール・シャーを擁して帝国の復活を宣言した。これが大反乱の口火であった。その後二カ年にわたる反乱は三期に分れる。第一期はミールートの蜂起から同年(一八五七年)九月のデリー陥落までであり、セ

ポイが反乱の中心となり農民がそれに参加する形で斗われた。ミールートの反乱はまたたくうちにインド各地に広まり、デリー、西北州、アウド、ラージプタナ、中央インドに波及し、一カ月後には四五カ連隊のセポイが四十カ所で蜂起し、広大な地域に反乱と農民暴動の嵐が荒れ狂った。反乱に参加した土侯は自己の所領と權威を回復していった。一方グワリオール、インドール、ハイデラバードの土侯達は対イギリス協力の立場にたったが、これはイギリスにとって大きな助けとなった。後年、インド土侯会議からだされたレポートは、「インドにおいてイギリス帝国を救ったのは、北インド諸土侯によって提供された速やかな援助とハイデラバードのサラール・ジュングによって執られた賢明な政策であった。」<sup>(四)</sup>と述べている。イギリスの支配は危機に陥り、一時はインド洋に追い落されるかにみえたが、最初の数カ月で反乱の弱点（その不統一性）が暴露され、イギリス軍は次第に陣營を立て直してきた。時のインド総督にはダルフーシに替ってキャニングが就任していたが、本国から増援軍を呼び寄せると共に、アフガニスタンとネパールの国王を味方につけることに成功し、夫々の土民軍（特にネパールの精鋭グルカ兵）の提供をうけ、又ヒンドゥーと回教徒に対立するシーク教徒によって新たに反乱討伐軍を編成した。セポイは封建諸侯を擁立したが、土侯達は初期の成功に酔い占領地を自分の領土として確保しできるだけの封建的貢納をかき集めることに浮身をやつし反乱の拡大や継続には興味を示さなくなった。それに対し農民は封建的専制支配復活への危惧を抱き、領主の方は農民手工業者の急進化に恐怖を感じるようになった。動揺し始めた土侯をイギリスは巧みに懐柔し時には直接買収して反乱から脱落させ、イギリスに忠誠を守るものには恩賞を与えるなどの手をうった。反乱の統一は乱れ、九月にはデリーが遂に陥落した。これ以後、反乱は第二期に入る。この期は翌年三月に一〇カ月以上も包囲されていたアウドの首都ラクナウをイギリス軍が解放した時までで、反乱の主体はセポイから農民に移り農民軍が組織的にイギリス遠征軍と衝突した農民戦争の時期であって、より「民族」的の反乱の様相を帯びてくる。農民反乱はボンベイ、アッサム、シンド

など東南方に展がりインドの三分の二が反乱地域に入った。土侯と農民の間の内紛はいよいよ激しくなり、その間隙を衝いて大兵力を集中したイギリス軍はネパールの援助を得てラクナウを陥し入れた。ここに大軍にまとまったの反乱は殆んど姿を消し反乱は第三期に入る。この期は遊撃戦の時期である。ラクナウ陥落後四散した反乱者達は農民や手工業者の中に入り込んで各地でパルチザン戦を組織してイギリス軍を悩ました。慣れた気候風土と速い移動力を利した遊撃戦に入って、反乱軍は始めてイギリス軍と対等に斗えるようになった。事態の重大さを知ったイギリスは戦争に疲れ農民の急進化を怖れる土侯、地主に向って、彼等の領地の不可侵と所有を保障する旨の宣言を行った。その結果封建勢力は大量に寝返り反乱は遂に下火になった。一八五九年に最後まで反抗したすぐれたグリラの指導者タソティア・トピが仲間裏切られて逮捕され、イギリスの支配をゆるがしたこの反乱も遂に幕を閉じたのであった。

この反乱はイギリスのインド統治史上最初の「民族」的規模をもった大反英斗争であった。しかし反乱の指導は民族的視野を欠く封建的支配階層に握られていたため、民族意識にうら打ちされ共通の民族的目標のために闘うナショナリズムの運動とはならなかった。当時のインドの経済的後進性はその条件を用意していなかった。その意味でこの反乱は封建的復古的反抗の最終最大の燃え上りだったと云えよう。しかしこの反乱の過程を通して、インド人は封建的分散性をのり越えて次第に民族として形成され民族意識を育てていった。特に反乱鎮圧の際に示されたイギリス人の残虐行為は、インド人に対英憎悪感を植えつけていった。封建的的反英斗争の最後の燃え上りであったこの反乱は、またインド民族運動の夜明けでもあったのである。

以上の歴史的背景はヴィクトリア宣言に強く刻印された。産業資本の要求にしたがって、インドには平和（「安定した市場」）がつくりだされなければならなかった。そのためにセポイの反乱のきびしい教訓が生かされた。以下、宣

言の内容と影響をこの脈絡の中で吟味してみたい。コンテクト

## 二、ヴィクトリア宣言とその影響

「セポイの反乱」の余燼がまだくすぶっている一八五八年八月、「インド統治法」がイギリス議会通过し、インドの直接統治が開始された。同年十一月一日ヴィクトリア女王は、「インド統治史上に画期的な文書」(五)である所謂ヴィクトリア宣言を發して、イギリスのインド統治の基本方針を内外に宣明した。以下その主要部分を掲げる。

### インド諸土侯及び人民に対するヴィクトリア女王の宣言(六)

神の御恵みによる大ブリテン及びアイルランド連合王国、ヨーロッパ・アジア・アフリカ・アメリカ・オーストラリアの植民地と属國の支配者ヴィクトリア、信仰の擁護者たる女王。

種々の重大なる理由の故に、朕は聖職者と俗界者よりなる上院並びに下院の助言と協賛を得て、東インド会社に信託して統治せしめていたインド領土の支配を引受けることに決した。

然るが故に、朕は上記の助言と協賛により、本文書をもってインド支配を引き受けたことを通告し宣言する。この領土内にある朕の臣民の全てが忠節なること、朕と朕の子孫に対し忠誠を尽すこと、及び隨時朕の名前により且朕に代りて上記領土の統治をなすべく任命されたものの權威に服従すること、を要求する。(中略)

尚、現在東インド会社に勤務せる者は、朕の今後の意向並びに爾後制定さるべき法律、規則に準拠して文武諸官庁にひき継がれることを確認する。

朕はインド土侯に対し、東インド会社によって又はその權威の下に締結された全ての条約、協定は、朕にうけつがれその存続に心をつくすであろうことを告知する。されば土侯の側においても同様これを遵守することを望む。

朕は現在の所領の拡大を望まない。朕は朕の支配地への侵略を許さず朕の權利への侵害を試みることを許さざる一方、他人のそ

れへの侵害も裁可しないであろう。朕は土侯の権利、威信、名譽を朕自身のそれと同様に尊重するであろう。而して朕は朕の臣民と同様に彼等が国内の平安と善政によってのみ確保され得る繁榮と社会的進歩を享受せんことを望む。

朕は他の全ての朕の臣民に対して朕を拘束している義務と同様のものによってインド領土の原住民に対しても拘束されている。而して、全能の神の祝福をうけて、それらの義務を朕は誠実に良心的に果すであろう。

キリスト教の真理に固く連なり宗教の慰めに感謝しつつも、朕は朕の臣民の何人に対しても朕の信念を強制せんとする権利と願望を放棄する。彼等の宗教上の信仰と遵奉を理由として何人も恩恵を失わず、苦しめられず、平安を損ねられず、全ての者は公平にして不偏の法の保護を享有するであろうことを宣言するのは、女王の意志であり喜びである。而して朕は朕の下にて官職にある全てに対し、朕の臣民中の如何なる者に対してもその宗教的信条や尊崇に対する干渉を差控えるべきことを、朕が最大の不快を蒙るものとして嚴命する。

更に朕の臣民である限り人種と信仰の如何を問わず自由且つ公平に官職につくことが許され、彼等に資格づけられた義務をその教育、能力、誠実でもって完全に遂行することは、朕の一そう望むところである。

朕はインド原住民が祖先伝来の土地を尊重する愛着心を熟知し尊敬するものである。而して朕は國家の公正なる要求に従って土地に関する全ての権利の保障を望み、立法と行政にあたって、インド古来の権利、慣例、慣習に正当な関心が払われることを念願する。

朕は虚偽の報道によって郷民を欺き彼等を公然たる反乱に導いた野心家の行為によりインドにもたらされた害悪と悲惨を深く悲しむものである。朕の権力は戦場におけるこの反乱の鎮圧に示された。朕はかくして誤り導びかれたが本分に立ち帰ろうと願っている者共の罪を宥して朕の仁慈を示したいと思う。(中略)

神の祝福により、国内の平穩が回復された時に、インドの平和産業を促進し、公共の福祉と改善の事業を推進しそこに居住する朕の臣民の全ての利益のため統治することは朕の心からなる願いである。彼等の繁榮の中に朕の力が、彼等の満足の中に朕の安全

が、そして彼等の感謝の中に朕の最良の報酬が存するであろう。されば全能の神よ朕並びに朕の下の官職にある者に朕の人民のためこれらの願望を遂行するための力を与え給わんことを。

以上の長文の宣言にはヴィクトリア女王が自ら筆を入れたと伝えられている。この宣言の核心は以下の二点、つまり「インド土侯に対し、東インド会社によって又はその権威の下に締結された全ての条約、協定は朕にうけつがれその存続に心をつくす……朕は現在の所領の拡大を望まない……土侯の権利、威信、名誉を朕自身のそれと同様に尊重する……土地に関する全ての権利の保障を望み……インド古来の権利、慣例、慣習に正当な関心が払われる」ことの確認と、「朕の臣民である限り人種と信仰の如何を問わず自由且つ公平に官職につくことを許される」ことの表明である。（この二点のうち、ヴィクトリア宣言の意義として前者つまり対土侯政策の転換の重要性については殆んど論者が言及している。しかし後者に触れることは少いが、その及ぼした影響は前者に劣らぬ重大なものをもっている。）ここに産業資本の利益に沿ってインドを統治することになったイギリス権力が、セポイの反乱による動揺から立ち直ってその支配を維持するために、如何なる方策をとろうとしたかが読みとれるのである。この前者は土侯、貴族、地主、僧侶等の旧封建支配階級に向けられたものであり、後者は次第に成長しつつあるインテリゲンチヤ層に及ぼす効果をねらったものであった。イギリスは土侯、貴族の忠誠を確保する一方、下級の行政官、司法官の支持を獲得して統治の階級的支柱を作りだし、風俗習慣を守るといふ名の下にインド社会の細分性を固定し、分割統治を貫徹しようとしたのである。この政策はその後のインド民族運動の進展に重要な関係をもっている。

### (1) 対土侯政策の転換

前述の如く東インド会社がベンガルの一角に勢力を築いて本格的にインド進出にのり出した時代、一八世紀の中葉はムガル帝国の解体期にあたり、各地に大小の土侯が割拠対立し互に自己の勢力の伸張に努めていた。その後セポ

イの反乱に至る一世紀間の会社の対土侯政策は、一八一三年を境にして前後二期に分けることができる。前期は干渉の時期であり後期は積極的に土侯国を従属孤立させていった時期である。<sup>(七)</sup> 領土権獲得の当初において東インド会社は土侯とは必要な範囲のみで接触するに止め且つ土侯国の現勢力維持の政策をとった。当時、東インド会社、フランス、マラータ同盟、ハイデラバード土侯国、マイソール土侯国等の勢力は均衡を保っていたので、会社はその均衡を維持し、団結して会社に対抗する勢力の出現を防ぐと共に、その間隙をぬって実質的な利権獲得をねらうのを得策とし、土侯国間の分裂状態を利用して各個に撃破するやり方を選んだのである。一八世紀の末葉、東インド会社勢力が漸く強大となるにつれて、その対土侯政策も次第に変化を示してきた。南インドの強敵マイソールを二〇年間にわたる四次の戦争の末打倒すると、今度は土侯国を公然と併合もしくは従属させる政策に漸次移行した。それはイギリス産業資本が、アメリカの独立の痛手とフランス革命・ナポレオン戦争による歐洲市場の喪失を埋め合わせるため世界市場の積極的開拓にのりだしたのと対応していたし、また汚職と浪費のために紊乱した会社の財政を立て直すためでもあった。その手段として、土侯国に対して軍事援助条約或は補助金条約 (Subsidiary Alliance) の締結が武力の威嚇の下に強制された。それは会社の軍隊が土侯国に駐留しその武力で土侯領を「保護」する代償として、莫大な軍事費を土侯に支払わせるものであり、或は補助金を土侯に与えることと引換えに、土侯国の内政権を会社に移譲せしめるものであった。領土内に会社軍隊を駐留させることで、その土侯の死命は制せられた。こうして多くの土侯国が会社の保護下におかれ実質的な独立を失っていった。特にダルフーシ総督 (一八四八―五六) は積極的に土侯国併合政策を推進し、有名な「失権の原則」 (doctrine of lapse) に基づき、ヒンドゥ古代の慣習法において土侯の養子に相続権がないのを利用して嗣子のない土侯国を会社領に次々に併合していった。又アウドは悪政の故をもって併合された。この政策は会社の保護下にある土侯達の間で動揺と不満をひきおこし、併合によって地位を追われた土侯、

貴族の反英気分と相俟って、セポイの反乱の一原因となり、多くの土侯達を反乱にかりたてたのである。

ヴィクトリア宣言はこの事情を十分に考慮に入れて作成された。反乱の教訓からイギリスは統治における土侯の有用性を確認した。イギリスの対土侯政策は一変した。インドの至高権 (paramount power) はイギリス王位 (Crown) に帰属し、土侯はそれに忠誠を捧げ且つ条約を遵守する限りその地位を保障されることになった。先ず「失権の原則」が否認され土侯併合政策は中止された。それに基づいて一八六〇年キャニング総督は「承認状」(Sanads) を出して土侯の養子相続を認めダルハウジの政策が惹き起した土侯の不安をなだめようとした。しかし相続に関してはインド政庁の認可を必須条件とした。「承認状」によって「土侯国の永続性が保障」<sup>(八)</sup>された。失政を口実に土侯国を併合する方式も改められ、失政がある場合には土侯を罰したり罷免することはあっても土侯国そのものの併合は中止された。しかし内政干渉の権限は強められた。又、反乱時に忠誠を示した土侯には旧領が返還されたり賞金が与えられたりした。反乱の経過が示しているように土侯は農民、都市貧民勢力進出の脅威に動揺しており、彼等の不安定な存在にヴィクトリア宣言とその後のイギリスの政策転換は大きくアピールした。「全体として土侯は不安な時代は過ぎ去ったと感じた」<sup>(九)</sup>のである。その後土侯はクラウンに忠誠を誓い、その権力を借りて分解寸前の自己の人民支配を保持した。「インド土侯国にとって会社統治から直接統治への変更は疑いなく利益であった」<sup>(一〇)</sup>。

ここに土侯、地主等は民族運動に参加する資格を失い民族運動は封建的支配層による復古的特権回復の運動から近代的ナショナルリズム運動へと転回するのである。土侯の地位を安定させその封建的支配を継続させることはイギリス自身の要求でもあった。「セポイの反乱」で自分の統治の将来に不安を感じたイギリスが、土侯、貴族、僧侶、地主等を味方にひきつけて、インド統治の階級的支柱を見出そうとしたのである。直接統治下の初代総督キャニングは、「イギリスの傀儡として政治的権力のない多くの土侯国を維持できるならば、イギリスの海上制覇のつづく限り我々

はインドを保持するだろう。<sup>(二一)</sup>」と卒直に述べている。かくしてインドはイギリス直轄領 (British-India) と土侯国に分割統治されることになった。また「インド古来の慣習を尊重する」という名の下に、カスト制度や宗教的偏見が保存され、インド社会の細分性が助長された。「自国で封建主義を打破したイギリス資本主義はインドではそれを保存した。ほんの少数を除いて、この封建的國家の人為的維持は、政治的、社会的、文化的反動の砦となった。<sup>(二二)</sup>」土侯国自身は殆んど政治的独立をもたず、その実権はイギリス人の駐在官によって握られた。しかし、土侯にはイギリスの至高権を認める限り、国内の人民に対しては、殆んど無制限の専制的支配が認められ、そこでは奴隸制さえ残ったのである。そして「イギリスはインド封建制の敵ではなく、過激な運動からのみではなくて土侯国内に勃興しつつある進歩的勢力からも封建制を保護した。<sup>(二三)</sup>」こうしてイギリスの支配がインド社会の封建的秩序に打撃を与え、資本主義発展のための道路をきり開いたという相対的進歩性はここで完全に終結したのである。直接統治の下で市場として「統一」されたインドには、イギリスによって人為的な「分裂」が持ちこまれた。今やインドの統一を要求するのはイギリス統治者ではなく、被支配インド民族それ自身となった。ここに民族運動は新たな意味を見出すのである。

## (2) 文官問題とインテリゲンチヤ

ヴィクトリア宣言のもう一つの眼目として、「朕の臣民である限り人種と信仰の如何を問わず自由且つ公平に官職につくことを許される」ことが謳われたのには、二つの意味がこめられている。第一は直接統治を展開するために多数の下級行政官、司法官、事務員をイギリス権力が必要としたことである。前述の如く直接統治下でインドはイギリス産業資本の市場として「開発」されねばならなかった。広大なインド市場の隅々までイギリス商品が侵入していくために、交通、運輸、通信施設の整備と並んで村落の末端まで届く膨大な官僚行政機構が築きあげられた。そこで警察、徴税、司法などの事務が増大し白人官吏だけではまかないきれず下級官吏のインド化が進んだ。それに加えて、

イギリス輸出業者が商品の売捌きに現地人の仲介代理業者を雇用とした如く、行政面でも権力と人民との媒介体としてインド人下級官吏は有用であったし、人件費の点からみても安上りであった。第二には官職への参加を示唆することと、ようやく社会的存在となってきたインテリゲンチア層にイギリス統治に対する期待を与えその支持を確保しようとするのであり、併せて東インド会社統治と直接統治をこれによって別物として印象づける効果もをねらった。

インドに近代インテリゲンチア層が発生したのはイギリスによって近代教育が導入されて以来のことである。東インド会社によって一八三五年に英語とイギリス風の学科を教える学校が建設され主として高等教育に力が注がれた。五七年にはマドラス、ボンベイ、カルカッタの三大学が開設され、官吏養成を主目的として法学や医学の教育を行った。又、富豪の子弟の中にはイギリス本国に留学し西欧風の教養を身につけた者も漸次ふえてきた。彼等はインド人大衆とはかけ離れた存在であり、インド文官に就任することを理想としイギリスの統治に対しては好意的であった。<sup>(二四)</sup>

下級官吏になると「或る程度の威信と保証が得られ、……自分の上司に対して十分に御機嫌をとってさえおけば、他に失敗があらうと問題ではなかったのである。……たとえ上司に対しては迎合的にならざるを得なかったにしても、自分自身の下僚と民衆に対して、尊大にかまへ服従を要求すること」<sup>(二五)</sup>ができたので、官吏に就任することはインテリゲンチアにとって大きな魅力であり、その希望が彼等の民族的自尊心を骨抜きにし、民族運動の戦線を分裂させる要因として働いたのである。インド人官吏は土侯、地主と並んで、「新しい、それよりもっとイギリスに結びついた一階級」となり、それに加えて官吏に「就職するという希望と予想が次第に多くの人にひろく影響を与え、道義を頹廢させていった」<sup>(二六)</sup>。特に高等教育が主として官吏養成を目的になされ、法律と医学以外の学科を授けなかったため、年々送り出されてくる卒業生は官吏以外に殆んど就職口を探すことができず激しい競争を惹き起した。官吏の口にはありつけない多くは弁護士や開業医等の自由職業を求めたが、インドの貧困はそれ等の地位を保証せず、大学出の青年に

とっては失業が深刻な問題となった。沢山の官吏志望者が予備軍として控えていることは、幸運にも官吏になれた者にとっても、自己の地位を不安にする潜在的な脅威であった。こうして、官吏に登用される唯一の道としてインド人に開かれている「インド文官試験」はインテリゲンチアにとって重大な関心事となったのである。下級官吏のインド化というイギリスの分割統治策は有効に作用し、官職をめぐる激烈な競争はインテリゲンチアを分裂させ、その民族意識を捻じ曲げ、イギリス統治に対する卑屈な態度をつくり出した。しかし歴史の論理の皮肉は、このインド文官試験問題をナシヨナリズムの第一のステップともしたのである。当時、インテリゲンチア層の間ではラム・モハン・ロイを先頭とする先覚者たちによってインド古典学の復興と宗教社会改革運動がくり展げられておりインド人の民族的自覚を高めるために大きな役割を果し、また英語教育を通してJ・S・ミルなどの自由主義思想が浸透していき、それらは何れもその後のインド・ナシヨナリズムの勃興に強く影響していった。しかし「インド知識人の政治活動が、最初はこの官吏登用制限の緩和要求からはじまったことは、注目に値する。」<sup>(二九)</sup>

一八六一年に「インド文官条令」(the Indian Civil Service Act of 1861)が制定され、インドの官僚機構の基礎が築かれた。<sup>(三〇)</sup>すでに東インド会社時代の五七年に文官試験の受験がインド人にも形式的に許可されており、六一年の条令にも引継がれた。しかしその条件は厳しかった。応募者はイギリス本国に渡航して、イギリス人と同じ問題で、英語英文学などの課目を競わねばならなかった。<sup>(三一)</sup>おまけに八フィート六インチの身長まで要求された。<sup>(三二)</sup>しかしその難関をくぐり抜けて、六九年最初のインド人合格者三名が生れ次第にその数は増加した。しかし政府はその採用に消極的であり、そして一旦採用したもののにも、昇進その他で差別待遇を加えて、インド人に幻滅の不满を与えていた。やがてこの不满を一つの政治的行動に触発した事件が起きた。後にインド・ナシヨナリズム運動の大立者となったS・N・バネルジーが、六九年のインド文官試験に合格したのにも拘らず名簿から抹消され、それは一応取消されて

文官に任用されたが間もなく不当な口実を設けて解職された事件である。それをきっかけにして、彼は七六年に「インド人協会」(Indian Association)をカルカッタに結成し、インテリゲンチアの政治的関心を高める運動を開始した。彼の自伝によると、その目的は「教育ある中産階級の観点を代表し、そして彼等を公共の問題に生々とした関心でもって向けさせるため」であり、インド人協会と名乗った訳を、「協会が全インドの運動の中心たるべきためであった。何故ならばその当時でさえもマツィニ(イタリア民族統一の志士——毛利)のインスピレーションに由来する統一インドの概念、少くとも全インドを共通の政治的舞台にのぼせることは、ベンガルにおけるインド人指導者の心を固く捉えていたのである。」<sup>(二三)</sup>と述べている。協会の結成後一年経ってその「大理想を現実化する最初のチャンス」が訪れた。それは文官試験の受験年令引き下げの問題である。それまで二一才であった受験資格年令の上限が一九才に引下げられたのである。これはインド人の受験を事実上不可能にするものであり、インテリゲンチアにとって大きなショックであった。反対の声がインテリゲンチアの中から猛然とわき起った。この機会を捉えて「インド人協会」はインド各地で抗議集会を開いて反英政治宣伝を行い、世論に強力に働きかけた。この運動は協会の政治的影響力を拡大し、各地に支部が設けられ、インド人の民族意識と統一の感情を喚び起し、インドのナショナリズムに政治的形態を与える第一歩となった。<sup>(二四)</sup>文官問題は思いがけない形でイギリス統治者に跳ねかえってきたのである。

「インド人協会」を口火とする土着ブルジョアジー、インテリゲンチアの運動は、様々の過程を経て、その民族意識を政治行動へと昇華させ、彼等の民族運動における主導的地位を確立していった。インドの民族解放運動はナショナリズムのコースを選んだことが明らかになった。その流れは一八八五年の「インド国民会議派」(Indian National Congress)の結成となり、ここに始めて全国的ナショナリズム組織をつくり出すのである。<sup>(二五)</sup>

当時インドでは、インテリゲンチアの運動とは無縁の場所で、反英農民運動が斗われていた。<sup>(二六)</sup>この二つの流れは一

九世紀中はついに交錯せず平行線をたどったままであった。この二つを結合したのはガンジーであり、それ以来インドの民族運動は幾多の迂余曲折を経て大河の如く一九四七年の民族独立へとひた押しに進んだのである。

## む す び

以上みてきたように、ヴィクトリア宣言下に展開されたイギリスの新統治政策はインドナショナリズムの形成に密接な連関をもっていたのである。しかしそれは因果関係といったものではない。むしろ直接統治を必要とした社会経済的条件それ自体が、とりもなおさずナショナリズム勃興の基盤であり要因であった所に、両者の連関をみることができる。イギリス産業資本が目指したインドの市場化は、やがてインド土着資本主義の成長をもたらした。新しい生産関係は新しい社会階級つまりブルジョアシーを生みだす。彼等は旧来の封建的支配層と異って、民族統一市場への要求に裏づけられた民族的視野にたつ民族意識の所有者である。従って彼等はナショナリズムの担い手となる。封建的支配勢力から資本主義的勢力への政治的経済的優位の移動がナショナリズムを現実とするのである。ヴィクトリア宣言はインドにおけるこの勢力の移動を促進し決定した。そこにナショナリズム形成史上に占める宣言の意義を見出すことができるのである。

(一) Romesh Dutt, *Economic History of India in the Victorian Age*, 1906, P. 184.

(二) *Ibid.*, P. 185.

(三) 鈴木正四、「インド兵(セポイ)の反乱」、昭和三十年、参照。

(四) *The Directorate of the Chamber's Special Organization, The British Crown & The Indian States*, 1929, P. 54.

- (五) 満鉄東亜經濟調査局、「印度統治機構の史的概観」、昭和一七年、五九頁。
- (六) Romesh Dutt, *op. cit.*, P. 232—235.
- (七) 外務省欧亜局第三課「印度土候国の研究・第一部」、昭和一六年、七頁。
- (八) R. C. Majumdar, H. C. Raychaudhuri, Kalikinkar Datta, *An Advanced History of India*, 1950, P. 841.
- (九) *The British Crown & the Indian State*, *op. cit.* P. 57.
- (一〇) R. C. Majumdar, *etc.*, *op. cit.*, P. 843.
- (一一) R. P. Dutt, *India To-day*, 1940, P. 394.
- (一二) A. R. Desai, *Social Background of Indian Nationalism*, 1954, P. 276.
- (一三) *Ibid.*, P. 276.
- (一四) C. Y. Chintamani, *Indian Politics since the Mutiny*, 1940, P. 19.
- (一五) J・ネルー(辻・飯塚・蠟山共訳)、「インドの発見」下、昭和三一年、四五六頁。
- (一六) 前掲訳書、四五五—六頁。
- (一七) 板垣与一、「インド・ルネサンスとナショナリズムの黎明」(一橋大学創立八十週年記念論集、下、昭和三〇年、四九九頁)参照。
- (一八) Ishwar Nath Topa, *The Growth and Development of National Thought in India*, 1930, P. 81.
- (一九) 松村達雄他、「被圧迫民族の知識人」、昭和三〇年、八六頁。
- (二〇) *Cambridge History of India*, vol. VI, 1932, P. 358.
- (二一) P. Sitaramayya, *the History of the Indian National Congress*, 1955, P. 7.
- (二二) C. Y. Chintamani, *op. cit.*, P. 26.

- (二三) Surendranath Banerjea, *A Nation in Making*, 1925, P. 40.
- (二四) Ibid., P. 44.
- (二五) 拙稿、「インド国民会議派の成立とイギリスの立場」『政治研究』第六号) 参照。
- (二六) 拙稿、「インド・ナシヨナリズムの形成と農民運動」『アジア・アフリカ評論』第八号) 参照。